

平成 30 年 6 月 16 日

都道府県臨床心理士会ならびに会員の皆様へ

一般社団法人日本臨床心理士会
会長 津川 律子

定款変更（案）に係る「理事会決議に基づく見解」について

日頃より当会の活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2018 年 6 月 7 日付で、当会理事 6 名の署名による下記の文書が、都道府県臨床心理士会（以下、県士会）事務局宛に送付されてきた旨を、複数の県士会よりご連絡いただきました。

残念ながら、当該理事から当会への連絡等は現時点までございませんので、文書の真偽や出所については未だ不明であります。このような事態となったことは、誠に遺憾であり、ガバナンスが十分に機能できなかった点について、お詫び申し上げます。

当会といたしましては、この定款変更（案）に反対する一部の理事の意見に対して、理事会決議に基づく見解を示すことは、本案についての理解を深めていただくうえで有意義と考えられましたので、以下にお伝えいたします。どうぞ各所での議論・判断の参考としていただければと存じます。

以下に、各県士会に送付された反対意見を提示し、これに対する理事会決議に基づく見解を、□の囲みにゴシック体太字で記載してあります。

都道府県臨床心理士会 各位

日本臨床心理士会の定款変更案が理事会で決議され、8 月 19 日の臨時代議員会で決議に向かう予定です。定款変更は代議員 3 分の 2 の賛成で実現することになります。理事会決議の趣旨については、各会員にニュースレターとしてお手元に届いていることと思います。しかし、理事会における決議の際、21 名の理事のうち 6 名が反対票を投じました。2 万人余の職能をあずかる日本臨床心理士会の民主的な運営手続きの一環として、私たちは少数派の意見も皆さんにきちんとお伝えする義務があると考えております。

6 月 3 日の代議員会におきましても、ニュースレターの反対派の意見の趣旨がわかりにくいと感じられたようで定款変更反対派の意見を説明してほしいという質問がありました。確かにニュースレターに掲載された「反対意見」は、反対した理事の意見を忠実に反映しているものではありませんでした。そこで各県士会の皆さんに日本臨床心理士会定款変更への反対の意見をお知らせいたします。各県士会における議論の資料としてご活用ください。

一般社団法人日本臨床心理士会理事
乾吉佑 伊藤良子 岩倉拓 香川克 菊池義人 倉光修

2018 年 6 月 7 日

一般社団法人日本臨床心理士会の名称変更案の問題点について

公認心理師法の附帯決議として、「臨床心理士をはじめとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること」と記載されています。日本臨床心理士会は、法の成立後間もなく定款変更による名称変更を提案し、国民の誤解を生じる状況を作り出しています。今回の定款変更は、この附帯決議に反したものであり、国民への配慮に欠け、臨床心理士の立場と乖離したものであると言わざるをえません。2018年8月19日の代議員会で議決されると公表された公認心理師協会への名称変更案は、次のような点で大きな問題があります。

【理事会決議に基づく見解】

国民から見ると違いのわかりにくい心理支援の民間資格が、国家資格である公認心理師を中心にまとまり一つの職能団体となることは、国民に対して心理支援にアクセスしやすい状況を作るという意味で、わかりやすい最善の方法であると考えています。これまで多方面にわたり心理支援活動を牽引してきた私たち臨床心理士が、その職能団体の中核を担うことで、職能団体の林立を防ぎ、新しく生まれる国家資格とこれまでの臨床心理士の心理支援に関する実績を分断しないことが可能になります。

1. 日本臨床心理士会が「公認心理師協会」と名称変更することによって、社会的な信用と実績を積み重ねてきた臨床心理士資格の職能団体が消滅することになり、上述したように国会の附帯決議にも反することになります。

【理事会決議に基づく見解】

定款変更（案）は、会員資格を「公認心理師と臨床心理士」とするものであり、臨床心理士資格の職能団体が消滅するのではなく、臨床心理士と公認心理師が結集する職能団体を目指すものです。

心理支援を担う大きな職能団体が2つ出来てしまうと国民に混乱や不安を与えます。心理支援を行う職種が国家資格名称をもつ1つの職能団体として存在し、国民にとってわかりやすいことが大変重要となります。

（参考）参議院附帯決議（平成27年9月8日）

一、臨床心理士を始めとする既存の心理専門職及びそれらの資格の関係者がこれまで培ってきた社会的な信用と実績を尊重し、心理に関する支援を要する者等に不安や混乱を生じさせないように配慮すること。

2. 公認心理師の名前を冠する職能団体を作る上では関連する他団体とも十分に話し合う必要があります。管轄官庁だけでなく、日本臨床発達心理士会、日本学校心理士会、日本特別教育士会等、公認心理師に関連する他団体と十分な話し合いがないまま、日本臨床心理士会が日本公認心理師協会への名称変更を行うと、それらの団体およびそれに関連した資格を有する人達との間に軋轢が生じる可能性があります。

【理事会決議に基づく見解】

公認心理師の職能団体をつくることは待ったなしの課題です。公認心理師の登録を受けた者がすぐに所属することができる全国職能団体が必要であることは言うまでもありません。

5年後の法の見直しに向けてエビデンスをもって意見をまとめるなど、喫緊の課題が山積する状況の中で、公認心理師制度の発展に率先して貢献するため、制度の創設を牽引してきた臨床心理士の全国職能団体である当会が、名称を変更してこの役割を担うことが責務ではないかと考えます。その上で、関係団体のそれぞれの事情を尊重しつつ、適時話し合いを進めていくことが現実的であると考えています。

3. 二つの資格は、業務、義務、倫理規程などにおいても、その内容や根拠となる法令・ルールなどが異なります。名称独占の条項に反しないように厳しい規則を制定する必要が生じ、会内での会員管理や支援という点でも、一つの職能団体として統一的に行うのは著しく困難であると考えます。また、公認心理師でない会員は、「公認心理師協会」となれば所属感を持たず、事実上会の代表者等にもなりにくいので、基本的な会員資格の公平性も損なわれ、組織として大きな問題を抱えることとなります。

【理事会決議に基づく見解】

公認心理師法に規定されている業務は、臨床心理士がこれまで行ってきた業務そのものです。他方、公認心理師は資格法によって定められた国家資格であり、臨床心理士は民間資格であるなどの相違点もあります。

(参考) 参議院附帯決議 (平成 27 年 9 月 8 日)

二、公認心理師が、臨床心理学を始めとする専門的な知識・技術を有した資格となるよう、公認心理師試験の受験資格を得るために必要な大学及び大学院における履修科目や試験の内容を適切に定めること。

法に定める名称使用の制限について十分留意することは当然のことであり、会員が法に抵触することのないように、先ず十分に周知徹底するとともに、場合によってはユーザーと会員を守るための規定を設けることも必要と考えています。

「会内での会員管理や支援という点」については、課題があることは承知していますが、一つの職能団体として統一的に行うことは十分可能であると考えています。

前述のとおり、「公認心理師と臨床心理士の職能団体」であり、そのことを明示し積極的に広報周知するなど、公認心理師でない会員も「所属感が持てる」ように取り組んでいきます。

定款変更案では、正会員の資格として公認心理師と臨床心理士を対等に表記していますので、両者は等しく会員であることから、代表者になることも等しく可能であり、基本的な会員資格の公平性が損なわれることもありません。

4. 日本臨床心理士会の名称を早急に「公認心理師協会」としてしまうと、対外的には公認心理師の雇用のみの窓口団体と見なされ、臨床心理士の会員は就労に際して、以下の現状により、不利益を被る可能性があります。

● スクールカウンセラーについては、臨床心理士はこれまでの実績が認められ、採用要件資格となっています。

● 自衛隊では公認心理師法施行後も「臨床心理士」の職名での採用が続いています。

● 保険診療上の「臨床心理技術者」は原則公認心理師資格に置き換えられたものの、がんの緩和ケアのチームのように、医療内でも法令に基づき臨床心理士資格がこれまで通り活用されている分野もあります。

● 司法・矯正分野でも心理職の採用は公認心理師資格と無関係、福祉分野の心理療法担当職員の採用も継続しています。

【理事会決議に基づく見解】

前述のとおり、「公認心理師と臨床心理士の職能団体」であり、そのことを明示し、積極的に広報するなど周知していきますので、「公認心理師の雇用のみの窓口団体と見なされる」ことはありません。したがって、公認心理師と臨床心理士の職能団体となることで、臨床心理士資格のみの会員が「不利益を被る」ことはありません。

当会は雇用の直接の窓口としては、ホームページの「会員のための情報交換掲示板・求人情報」以外の機能はもっていませんが、両資格者が含まれる職能団体となれば、公認心理師と臨床心理士双方の雇用案内に取り組むことが可能となります。これは臨床心理士のみの団体が行うよりも実質的に有効であると考えられます。

- スクールカウンセラーについては、公認心理師も採用要件に加えられたことから、両者の活動に大きな齟齬が生じないように、一つの団体として研修等に取り組むことが必要と考えています。
- 自衛隊については、従来より心理職が国家資格となることを要望されており、公認心理師が採用できる状態になれば移行してゆくことは必定です。そうなれば臨床心理士のみの団体の力では、かえって採用の継続が困難となることが想定されます。
- 保険診療上の臨床心理士活用部分も、今後公認心理師に移行していくことは避けられないと考えています。
- 司法・矯正分野の心理職は、多くが公務員であり、国家公務員試験等においては、臨床心理士などの資格は採用の要件となっておりません。福祉分野では、既に障害福祉サービス等報酬改定において、公認心理師を評価する旨の記載がなされはじめています。

5. これまでの日本臨床心理士会の資産の主なところは臨床心理士の会員が臨床心理士としての活動のために臨床心理士会に会費として出してきたものの集積です。名称変更で臨床心理士のみが不利益を被る可能性があるのに、これをそのまま公認心理師や公認心理師協会の資産として流用することは認められるものではありません。単に名称変更だけではすまない問題です。

【理事会決議に基づく見解】

当会は単年度会計で運用しています。予備費についても、公益的な団体が一般的に保有するとされる1~2年分の事業費の範囲です。また、「公認心理師や公認心理師会の資産として流用する」という認識は、新会員からは入会金と会費を徴収することを考えていますので、指摘は当たりません。臨床心理士資格のみの会員のためにも使われますし、両資格を持つ臨床心理士にとっては別団体に入会する必要もなく、費用の負担もないというメリットがあります。

(参考) 当会会員意向調査結果 (平成 29 年 4 月実施)

発送総数 20220 人 回答数 8723 人 回収率 43.1%

公認心理師試験：受験を考えている 91.6% (20代~50代：96.3%)

受験を考えていない 8.4%

6. このように、臨床心理士にとって極めて重要な決定となる議決は、その話し合いの過程が十分に開示され、メリット・デメリットが十分に会員に周知され、議論を重ねて選択する機会が必要と考えます。そういった意味でも、今回の名称変更は時期尚早であるばかりでなく、会員の意向を無視したものと云わざるを得ません。

【理事会決議に基づく見解】

定款変更(案)は、重要な決定ですので、理事会では議論を積み重ね、今回6月3日の代議員会に報告・説明し、2か月半の期間において、8月19日の臨時代議員会での審議としています。

遡れば、「公認心理師を含む心理専門職の職能団体となる方向を目指す」とする会の運営方針の理事会決議(平成27年9月26日)は、2016年1月31日発行の「臨床心理士会雑誌80号」5ページに記載され、以降も本案件については、繰り返し、お伝えしてきたところです。

2017年12月15日発行の「ニュースレター号外」では、「公認心理師法の施行を受け、今後の職能組織のあり方等を考える」~代議員・全国都道府県臨床心理士会会長懇談会を開催しました~と題し、その詳細をお伝えし、2018年6月4日発行「ニュースレターNo18訂正版」では更に詳細にお伝えしています。メールマガジンでのご案内もさせていただきました。

前述したとおり、5年後に控えた法の見直しなどに向けて、エビデンスをもって意見を纏めるなど対外的にも様々な喫緊の課題が山積するなか、できるだけ早急に意思決定することが必要です。

→公認心理師協会は別に作り、必要なら両者の出資で連合体を組織することが現実的です。

【理事会決議に基づく見解】

本定款変更（案）を提案するに至るこれまでの数年間の議論のなかで、いくつかの選択肢を比較検討してまいりました。その結果として言えることは、どの選択肢が100%正しく、どの選択肢が100%間違っているということではないということです。それぞれの選択肢に、メリット・デメリットがあり、それぞれに課題が存します。それぞれの選択肢を繰り返し比較考量してきた結果、全国団体である当会にとって「より適切」と考えられたのが今回の定款変更（案）です。

当会の組織のあり方がどのようになるかは、日本における心理支援の（心理支援職の）、今後数十年を左右する分水嶺と言っても過言ではありません。職能団体が林立・分裂した他職種の前例を持ち出すまでもなく、別団体となれば、いずれの団体も交渉力や社会的信用を低下させ、その職能全体が弱体化することは容易に想定できます。国家資格職能団体の中で、国や関係団体等と調整や交渉をしていく上でも、心理支援職の意向をまとめて主張できる強力な全国組織の職能団体が必要です。

最後に、都道府県臨床心理士会ならびに会員の皆様には、全国区、地方区の代議員に積極的にご意見をお伝えいただき、8月19日の臨時代議員会において一人でも多くの会員の意向が反映された審議となるよう何卒ご理解とご協力をお願いいたします。